ボランティア登録
福祉の保険のご案内

令和8年度版

ボランティア登録について

城陽市社会福祉協議会では、年度を単位として（当該年度の４月１日～翌年３月３１日まで）、その期間に何らかの福祉ボランティア活動を城陽市内で予定、または活動をされている方の登録制度をボランティア登録と呼んでいます。登録された方にはボランティアに関する情報提供や、ボランティア保険の保険料一部補助等を行っています。

福祉の保険について

ボランティア保険とは？

・ボランティア活動にかかる傷害補償、賠償責任補償がセットになった保険です。
・ボランティア保険は年度単位の加入になり４月１日～翌年３月３１日が加入期間になります。
（中途申し込みの場合は申込（銀行振り込み）翌日から３月３１日までとなります。）
・申し込みはグループ単位でも可能ですが、保険はそれぞれ個人加入となります。
・申し込み時所属以外の活動でも国内でのボランティア活動であれば保険は有効です。
（対象外となる活動もあります。詳細はパンフレットで確認してください）

※詳細はＰ．２をご確認ください。

福祉行事保険とは？

・福祉に関する行事にかかる傷害補償、賠償責任補償がセットになった保険です。（賠償責任補償は主催者が賠償責任を負った場合のみ）
・行事前日までの申し込み完了で保険が有効になります。
・行事の主催団体で社会福祉協議会や加入要件を満たしたボランティア・市民活動団体が加入資格者になります。
・対象は加入資格者が主催する非営利の公益的な行事で、自治会、子ども会などでも加入できます。（加入資格者についての詳細はパンフレットで確認してください）
・行事内容（種別・宿泊日数等）で掛金が変わりますが補償内容は一律です。Ａプランは日帰り型、Ｂプランは宿泊型です。

※詳細はＰ．３をご確認ください。

○「ボランティア保険」の内容○ （保険料・補償内容）

プラン			保険金額・支払限度額 S	A	B
基本コース保険料（@1名）			250円	300円	500円
天災コース保険料（@1名）			450円	600円	1,100円
賠償責任補償（身体損害・財物損壊共通）			1事故につき（支払限度額）5億円（免責金額：なし）		
傷害補償	死亡・後遺障害保険金	基本	300万円	400万円	900万円
		天災	650万円	1,050万円	2,350万円
	入院保険金（日額）	基本	5,500円	6,000円	10,000円
		天災			
	通院保険金（日額）	基本	3,000円	3,800円	6,000円
		天災			
特定感染症補償			上記、死亡保険金を除く後遺障害、入通院保険金額に同じ		
特定感染症葬祭費用			300万円限度（実費）		
特約	天災補償	基本	×	×	×
		天災	○	○	○

※城陽市社協では加入者の９割以上が、「基本コースＡプラン」に加入されています。
※基本コース、天災コースともにボランティア活動中の特定感染症の発症、食中毒（細菌性食中毒含む）熱中症によるケガも対応しています。
※新型コロナウイルスについては、令和５年５月に５類へ引き下げられたことにより特定感染症補償と特定感染症葬祭費用の対象となりません。

対象となるボランティア活動

以下①～④のすべてに該当する活動が対象です。
①日本国内における、自発的な意思に基づき他人や社会に貢献する目的をもって取り組まれる活動
②所属ボランティア団体の会則に則り企画・立案された活動
③社会福祉協議会に届け出た活動もしくは社会福祉協議会の委嘱を受けた活動
④無償の活動（交通費、食事代等費用弁償程度の支給は無償の範囲に含みます）
※活動のための学習会、研修会、会議や、活動場所への通常の経路による往復途上も含みます。
※宿泊を伴う活動も対象となります。
※加入した団体とは別の団体での活動も、上記を満たす活動の場合には対象となります。

保険加入上の注意点

・必ず本名で登録してください。通称で登録されると万一の際に本人確認に時間がかかることや、場合によっては保険が適用されないことがあります。（福祉行事保険は日帰り行事の場合、代表者・事務担当者以外の方は申込時の名簿提出は不要ですが、万が一、事故が発生した場合は提出を求める場合がありますので、主催で保管してください）
・ボランティア保険は申込（ボランティア登録と同時の場合は社協窓口での受付可）の翌日、行事保険は振込翌日以降の事故でないと保険は有効となりません。ご注意ください。
・本紙で紹介する内容は保険加入に関する概略であり、すべてではありません。さらに詳しい内容については各保険のパンフレットをご覧いただくか、下記の保険代理店へご確認ください。

保険取扱代理店（株）エスアールエム（TEL（代表）：075-255-0881）

○「福祉行事保険」の内容○　（保険料・補償内容）

保険料【A プラン（日帰り）と B プラン（宿泊）の2種類あります。】

プラン	A-1	A-2	A-3	B-1（1 泊 2 日）	B-2（2泊 3 日）	B-3（3 泊 4 日）
保険料／1名	30円	137円	269円	238円	291円	299円
プラン			B-4（4泊5日）	B-5（5泊6日）	B-6（6泊7日）	B-7（7泊8日）
保険料／1 名			355 円	363 円	371 円	506 円

○A プラン（日帰り行事）は、行事内容によって料率が異なり、保険料が異なります。ご加入の際は、必ず行事内容に合った料率（行事区分表）をご確認ください。（行事区分表など、詳細は申し込み票・パンフレットをご参照ください）
○宿泊を伴う行事に A プランで加入することはできません。
○年度途中でプランを変更する場合は、再度新しく加入するプランの保険料をお支払いください。

保険金の種類			保険金額・支払限度額
傷害補償	死亡・後遺障害保険金		467.7万円　（後遺障害:左記金額の 4～100%）
	入院保険金		3,000 円／1日
	通院保険金		2,000 円／1日
	手術保険金		①.入院中に受けた手術…入院保険金日額×10 ②.①以外の手術　　…入院保険金日額×5
賠償責任補償	施設所有（管理）者・生産物賠償責任補償	身体障害	（支払い限度額）1億円／1名　（免責なし）
		身体障害	（同上）2億円／1事故　（免責なし）
		財物損壊	（同上）1,000 万円／1事故・保険期間中　（免責なし）
	受託物賠償責任補償		（同上）1,000 万円／1事故・期間中（免責 5,000 円）

※主催行事のうち、複数の行事区分に該当する場合、最も危険度の高い行事区分で申し込みください。
A-1とA-3 の行事区分にまたがる行事を行う場合はA-3で申し込みください。
ただし、それぞれの行事ごとに参加者が把握できれば各行事区分での申し込みが可能です。

例）秋祭りを実施する場合　※おみこしを担ぐ参加者は特定されており、
他の参加者は一切触れずに徒歩で随行する場合
神輿を担ぐ人・・・　A-3区分（269 円）での申し込み
神輿に触れず徒歩で練り歩く人、その他の参加者・・・A-1区分（30 円）での申し込み

もし活動中に事故・けがにあわれたら…

◎事故発生日から30日以内に保険会社所定の「事故報告書（兼）証明書」を作成し、原本を（株）エスアールエムまで送付してください。
※「ボランティア保険」：事故の証明をしてくださる第三者が必要になります。また、保険加入時の団体申告が必要になります。
「福祉行事保険」　：行事主催者の証明が必要になります。
《事故・被害に遭われた方がいる場合》
（1）ボランティア保険・行事保険に加入している旨を伝え、弁償できる可能性があることを伝えてください。
（2）被害状況をカメラ（携帯電話付属カメラでも可）で記録してください。

保険取扱代理店
<株式会社　エスアールエム>
〒604-8151　京都市中京区蛸薬師通烏丸西入橋弁慶町227　第 12 長谷ビル　6F-A
TEL：075-255-0881　Fax：075-255-0882　Mail: hoken@srm-net.co.jp
※引受保険会社　三井住友海上火災保険株式会社

ボランティア登録の詳細について

〇基本となる情報はすべてご記入をお願いします〇

１・２：ボランティア情報の基本情報になります。

３　　：連絡先として活用します（アドレスをお持ちでなければ記載は必要ありません）

４　　：活かしたい特技・資格等をご記入ください。（何でもけっこうです。）

５　　：現在活動されている主な活動内容に〇をつけてください。

市社協・ボランティア連絡協議会登録団体の場合は、団体名をご記入ください。

６　　：活動の希望分野をご記入ください。

７　　：【災害ボランティア登録とは】

各地で自然災害等が起こり、城陽市社会福祉協議会に災害復旧ボランティアの依頼があった場合や、城陽市で災害が発生した際の復旧ボランティア活動にご協力していただける方を登録するものです。がれきの撤去、水害時の泥かきなどの力仕事または片付け等の力仕事以外、その他のご協力いただける活動に〇をつけてください。あくまで上記の状況時にご協力いただけるかどうかの連絡を行うものです。

８　　：【ボランティア連絡協議会とは】

登録している団体及び個人で結成されている自主的な会です。講演会・研修会の開催や機関誌の発行等、個人ボランティアおよび団体相互の密接な連携や資質向上を基本にボランティア活動を推進し、社会福祉の向上に貢献することを目的に様々な活動をしています。ボランティア連絡協議会より様々な案内の送付・連絡等を行います。

：【小地域福祉活動とは】

校区社会福祉協議会（校区社協）のことを指しています。校区社協とは地元地域の福祉活動の充実を図るため、各小学校区で組織されています。各校区社協での交流事業（食事会、サロン、他イベント）、見守り訪問活動などの地域活動を手伝っていただける方々の名簿を、各校区社協へ提供します。

※公開する情報は氏名、住所、電話番号、メールアドレス、活かしたい特技・資格等、希望する活動、の６つのうち必要内容について希望された団体へ提供します。

※情報を提供する団体へは、活動に関することのみに使用し厳重に管理、第三者や外部へ流出することがないようにすること、さらに情報管理期間を当該年度とし、次年度以降には使用することがないように依頼しています。

わからないことがありましたら、お気軽に城陽市社会福祉協議会へお問い合わせください。

〇社会福祉法人　城陽市社会福祉協議会〇
TEL　０７７４－５６－０９０９
FAX　０７７４－５６－２８００
ホームページ　https://jyoshakyo.or.jp/